

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成9年法律第123号		
手続名	介護医療院の入所定員等変更許可			根拠条項	第107条第2項		
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第3項及び第5項						
	(2) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第138条第2項						
	(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号）						
	(4) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成30年3月22日老老発0322第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知）						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 含まない）	目次 No.
						標準経由期間	日